

「滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例案」資料

1 経過

平成 27 年 3 月に策定された「びわこボートレース場中期経営計画」に基づき、地方公営企業法（以下「法」という。）の適用にかかる、目指すべき法適用の方向性について定めるため、昨年度、総務・企業常任委員会への中間報告(10 月)および最終報告(3 月)を経た後、「びわこボートレース場地方公営企業法適用基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

今回、基本方針に基づき、来年度から公営企業会計方式を導入するため、当該事業に法の一部適用を行う内容の条例をお諮りするものです。

2 基本方針の概要

1) 官公庁会計方式と公営企業会計方式の主な比較と検討

項 目	官公庁会計方式	公営企業会計方式
財務報告の目的	限られた収入（現金）をどれだけ効率的に分配しているかを監視、評価	財政状態、経営成績を報告、説明
会計の特徴	支出を統制することに重点 事前の管理を重視	独立採算が機能しているかどうかを開示することに重点 事後の評価を重視
認識基準	現金主義	発生主義
固定資産	観念なし（会計上管理しない）	固定資産台帳を整備 （貸借対照表の「資産」に計上）
減価償却費	観念なし（歳出に科目なし）	収益的支出に科目あり

公営競技事業は、事業目的自体が公共の福祉の増進を図るものではなく、一般会計へ繰り出すことで公益性が認められる性質を有し、収益性を確保することが最優先されることから、収益事業としての位置づけを明確化するため、企業会計方式を導入する必要があります。

また、投資した金額が長期的にみて全額回収できるレベルかどうかを意識して収益確保を図る必要がありますが、減価償却費を計上することで計画的な施設管理や機械更新が行いやすくなります。

これらのことから、当場の会計方式を公営企業会計方式に改めることが必要と考えました。

2) 適用範囲の制度の比較と検討

法を適用するにあたっては、財務規定のみ適用する一部適用と、組織規定や身分取扱についても適用する全部適用とに分かれます。企業庁は創設以来、病院事業庁は平成 18 年度以降、法の全部適用を採用しております。全部適用した場合、管理者の設置や職員の任免が可能となり、より独立性が高くなります。

(●：適用 ×：非適用)

法の規定	概 要	一部適用	全部適用
財務規定	公営企業会計方式の採用	●	●
組織規定	管理者の設置、条例による組織の設置	×	●
職員の身分取扱	地方公務員法等の一部を適用除外 職員の任免は管理者が行う	×	●

しかしながら、全部適用した場合、それまで専門の所属に集中していた業務を当場で行う必要が生じ、非効率となる、管理者の設置による人件費が増加するなど、特に少人数で運営する当場にとって、一定の懸念があるものと考えました。

### 3) 方針

これらの検討を踏まえ、以下のような方針をとりまとめました。

項目	滋賀県モーターボート競走事業の場合
法適用の範囲	一部適用
法の適用日	平成 29 年 4 月 1 日

### 3 条例の制定について

基本方針に基づき、法の一部適用を行おうとする場合、「地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない（第4条）」とされております。当該条例案は、法に規定されている条例制定事項について、その内容をお諮りするものです。

法の適用範囲や経営内容に関するものを除き、原則として病院事業庁や企業庁などの、他の公営企業と同様の取扱いとなるよう、規定しています。

#### 条例制定事項（一部適用の場合）

制定等を行わなければならない事項	根拠	該当条例
公営企業の設置およびその経営の基本に関する事項	法第4条	第2条・第3条
予算で定めなければならない重要な資産の取得または処分 の事項	法第33条第2項	第4条
職員の賠償責任の全部または一部の免除のうち議会の同意 を得なければならない事項	法第34条	第5条
負担付きの寄付、贈与の受領または損害賠償の額の決定の うち議会の同意を得なければならない事項	法第40条第2項	第6条
企業の業務状況を説明する書類に関する事項	法第40条の2第1 項	第7条

（参考）予算の調整および議決については、法第24条第2項に基づき、平成29年度当初予算より、企業会計方式でお諮りします。

## 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例案要綱

### 1 制定の理由

滋賀県モーターボート競走事業について、収益事業としての位置づけを明確化し、ならびに将来を見据えた投資計画および施設管理を行う必要があることから、当該事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定の一部を適用させるため、新たに滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例を制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) 県が実施する施策に必要な財源を確保することを目的として、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に基づくモーターボート競走を行うため、滋賀県モーターボート競走事業（以下「競走事業」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 競走事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することとします。（第2条関係）
- (3) 経営の基本として、競走事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公益の増進に資するように運営されなければならないこととします。（第3条関係）
- (4) 予算で定めなければならない資産の取得および処分は、予定価格が7千万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡とすることとします。（第4条関係）
- (5) 競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、賠償額が100万円を超える場合とすることとします。（第5条関係）
- (6) 負担付きの寄付等の受領でその金額またはその目的物の価格が2千万円を超えるもの等については、議会の議決を経ることとします。（第6条関係）
- (7) 知事は、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに作成しなければならないこととします。（第7条関係）
- (8) その他
  - ア この条例は、平成29年4月1日から施行することとします。
  - イ 関係条例を廃止し、および改正することとします。